

## 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する 技術検討会開催要領

### 1 目的

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づき、民間競争入札の対象とする統計調査について、民間競争入札実施要項の策定及び業務実施状況の評価等を行うに当たり、外部有識者から専門技術的知見を得ることを目的とする。

### 2 検討事項

- (1) 公共サービス改革法に基づく実施要項の策定に当たって定めるべき要件等
- (2) 公共サービス改革法に基づく事業の実施状況に関する事項
- (3) 民間事業者からの提案書に対する審査結果の評価
- (4) その他

### 3 構成

検討会は、別紙に掲げる外部有識者をもって構成する。

### 4 運営等

- (1) 検討会は、構成員のうち 1 人を座長として選出する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、入札の予定価格又はこれを類推させる事項等を含む事項を検討する場合には、非公開とする。
- (4) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (5) 検討会は、統計部長が主催し、その庶務は、統計部統計企画管理官において行う。